

交付申請書（様式第1号） 1 / 2

業務改善助成金の交付を受けようとする事業者は、交付申請書（様式第1号）に記載の書類（4ページ参照）を添えて、**9月1日から令和8年度地域別最低賃金の発効日の前日まで又は同年11月末日までのいずれか早い日までに**、所轄労働局長に同申請書を提出しなければなりません。申請後に、所轄労働局から「交付決定」又は「不交付決定」の通知があります。

（注）交付決定の通知を受けとる前に業務改善計画の実施及び助成対象経費を支出した場合は、助成対象となりませんのでご注意ください。

なお、賃金引上げ（就業規則等の改正及び適用）は交付申請後から地域別最低賃金の改定日の前日までに実施時期する必要があります。

様式第1号

様式第1号

令和○年○月○日

●●労働局長 殿

① 住所 〒000-0000 ●●県▲▲市■0-0-0
事業場名 厚生労働株式会社 ●●支店

② 代表者職氏名 代表取締役 厚労太郎
(In XXX-XXXX-XXXX)

(代理人の場合)
住所 〒
事業場名
代理人氏名
(In - -)

令和○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

交付申請書

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）の交付を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

③ 1 申請金額 490,000円

④ 2 事業の目的及び内容 当事業場の最も低い賃金（時間給）を1,050円から1,120円に引き上げることとし、令和○年○月○日から適用する。また、業務改善として、POSレジシステムを導入する。

⑤ 3 申請コース (①50円コース) (②70円コース) (③90円コース)
※いずれかに○をすること。

⑥ 4 特例事業者 (①賃金要件、②物価高騰等要件、③該当なし)
※いずれかに○をすること。

- ① 事業場の所在地、名称を記入してください。交付を受けようとする事業場が本店ではなく支店等の場合は、企業名の後に支店名等を記入してください。
- ② 法人の場合は代表権を有する者の署名又は記名をしてください。
- ③ 別紙1（5ページ参照）の「国庫補助金所要額調書」の②「I 国庫補助所要額」を記入してください。
- ④ 賃金引上計画及び業務改善計画の概要を記入してください。
- ⑤ 申請するコースに○をつけてください。
- ⑥ 交付要領の別紙2の特例事業者に係る特例要件の該当の有無を記入してください。

【注意】物価高騰等要件による申請をする場合
交付要領の別紙2の(2)物価高騰等要件に該当する場合は交付要領別紙2の別添1-1又は1-2の申出書を提出してください。

交付申請書（様式第1号） 2 / 2

設備投資にかかる助成対象経費の消費税額は、**税抜か税込どちらかを選択してください**。
消費税はその制度上、各取引段階において二重、三重に消費税が課されないよう、税の累積を排除するために、事業者の納付税額の計算に当たっては、その段階で課された消費税額を控除する制度（仕入税額控除制度）が設けられています。令和元年度より原則として消費税額を除いて助成金額を算定した場合は、様式第12号（25ページ参照）による仕入控除税額報告は不要となりました。

ただし、免税事業者や簡易課税事業者および消費税法別表第3に掲げる法人等に該当する申請者は、消費税を助成対象経費に含めて助成金額を算定できるものとしています。

なお、消費税額込で算定し助成を受けた場合は、仕入控除税額報告が必要になります。

交付申請時

課税事業者である場合等、消費税額を除いて、交付決定、助成金の受給

交付額確定後

消費税額の確定に伴う報告は不要

免税事業者、簡易課税事業者、消費税法別表第3に掲げる法人等は、消費税額を含めて、交付決定、助成金受給が可能

消費税額の確定に伴う報告書を提出（仕入控除税額が0円の場合を含む）

助成金に係る仕入控除税額がある場合、当該仕入控除税額を返還

5 消費税の適用に関する事項（該当するもの一つに○）

(1) ☒ ア 消費税額を助成対象経費に含めないで国庫補助所要額を算定 イ 消費税額を助成対象経費に含めて国庫補助所要額を算定	
(2) (1) でイを選択した理由	
ア 免税事業者である	ウ 消費税法別表第3に掲げる法人である
イ 簡易課税事業者である	エ ア〜ウ以外の者であって、消費税仕入控除税額の報告及び返還を選択する

6 国庫補助金所要額調書（別紙1）

（添付資料）

- 1 事業実施計画書（別紙2）
- 2 助成対象経費の見積書（二者以上）
- 3 特例事業者に該当することを確認できる書類（交付要綱第4条第3項に該当する場合）
- 4 申請前6月分（※）の賃金台帳の写し
（※）給与形態等によっては、6月分以上必要となる場合があります。
- 5 その他参考となる書類

7 e-Govのサイトから確認可能です。<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=363AC0000000108>

8 5ページを参考に、別紙1を記入してください。

9 添付資料

1. 「事業実施計画書（別紙2）」の記入例は、次ページ以降（5〜7ページ）を参照してください。
2. 賃金台帳は、申請前の時間給又は時間換算額が、引上げ後の事業場内最低賃金に満たない労働者のものを提出してください。
※雇用保険被保険者でない者など、交付要綱第4条第2項及び交付要領第2の4に規定する「引上げ労働者数」に含まれない者の賃金台帳は添付不要です。

Point !

5の「消費税の適用に関する事項」でア・イのどちらに○を付けるか迷った場合は、P9のフローチャートを参考にいただければと思います。

国庫補助金所要額調書（様式第1号別紙1）
事業実施計画書（様式第1号別紙2） 1 / 3

様式第1号別紙1

別紙1

国庫補助金所要額調書

区分	総事業費	収入額	差引額 (A-B)	対象経費 支出予定額	対象経費支出 予定額(D)に 助成率(※1) を乗じた額 (1円未満切り 捨て)	基準額 (上限額) ※2	選定額 (EとFを比較 して少ない方の 額)	国庫補助 基本額 (CとGを比較し て少ない方の額)	国庫補助 所要額 (1,000円未満切り 捨て) ※3
	A	B	C	D	E	F	G	H	I
中小企業 最低賃金 引上げ支 援対策費 補助金(業 務改善助 成金)	653,800	0	653,800	653,800	490,350	1,000,000	490,350	490,350	490,000
	円	円	円	円	円	円	円	円	円

※1 事業場内最低賃金1,050円未満の事業場にあつては5分の4
事業場内最低賃金1,050円以上の事業場にあつては4分の3

※2 別表第1の第5欄又は別表第2の第2欄に定める各コースの上限額

※3 I欄の国庫補助所要額は(税抜 税込)である。(いずれかに○をすること。)

- ① 消費税は※3に基づき税抜か税込どちらか選択した金額を記入してください。
- ② 「H 国庫補助基本額」の金額から千円未満を切り捨てた金額を記入してください。
- ③ 該当する助成率に○をつけてください。事業場内最低賃金は、改定前の事業場内で一番時間給等が低い労働者（雇用保険被保険者）を基準とします。
- ④ 消費税について該当する方に○をつけてください。

様式第1号別紙2

別紙2

事業実施計画書

1 申請企業の規模等

①資本金又は出資の総額 300万円

②企業全体で常時使用する労働者の数 26人

③本店所在地 東京都千代田区霞が関0-0-0

④法人番号(個人事業主は記載不要) 01234567891011

2 業務改善等を行う事業場

①事業場の名称 厚生労働株式会社 ●●支店

②労働保険番号 X X 1 0 1 2 3 4 5 6 7 - 0 0 0

③雇用保険適用事業所番号 4 9 0 0 - 1 2 3 4 5 6 - 7

④所在地 〒000-0000 ●●県▲▲市■町0-0-0

⑤電話番号 ×××-×××××-×××× ⑥常時使用する労働者の数 3人

⑦事業内容 生鮮食料品小売業

産業分類 大分類 卸売業・小売業 中分類 飲食料品小売業

3 助成事業の概要

(1) 賃金引上計画 [①50円コース ②70円コース ③90円コース]

※いずれかに○をすること。

4

労働者職氏名 雇用保険被保険者番号	性別	生年月日	採用 年月日	時間給又は 時間換算額
販売員 労働 花子 4800-3214566-2	女	平成元年 5月1日	平成26年 10月1日	1050円
販売員 厚生 月子 5000-222223-4	女	平成2年 10月1日	平成27年 11月1日	1090円
販売員 基準 一郎 4800-7899123-3	男	昭和56年 9月1日	平成25年 4月1日	1120円

※当該労働者全員の申請前の賃金状況を記載すること(時間給又は時間換算額順に記載願います。)。なお、該当者が多く書き切れない場合は、別紙(様式任意)に記入すること。

イ 事業場内最低賃金を引き上げる計画

①賃金計算期間 毎月1日～末日

②賃金支払日 翌月15日

③引き上げる年月日 令和○年 ○月 ○日

④別表第1の第4欄又は別表第2の第1欄に基づく
引上げ労働者数 2人

⑤引上げ額

氏名	労働 花子	引上げ額	70円
氏名	厚生 月子	引上げ額	70円
氏名		引上げ額	円
氏名		引上げ額	円

- ①② 法人の場合に記入してください。
- ③ 日本標準産業分類に基づき記入してください。日本標準産業分類については総務省のホームページ(http://www.soumu.go.jp/tokei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html)をご覧ください。なお、助成金の対象となる中小企業事業者かどうかは8ページをご覧ください。
- ④ 【注意】賃金を引き上げる労働者だけでなく、申請時点で「⑥常時使用する労働者の数」に含まれる労働者全員について記入してください。賃上げ対象者については、雇用保険被保険者番号を記載をお願いいたします。(雇用保険未加入者については雇用保険被保険者番号の記載は不要です。)
- 記載欄が不足する場合には、別紙(厚生労働省の業務改善助成金HPの交付要綱・各種様式)の中に掲載されております、申請書等簡易作成ツール内に別紙のエクセルファイルがございました。に記載して添付してください。
- ⑤ 引き上げる年月日は、就業規則の改正を行う場合には、就業規則の適用日に揃えてください。
- 事業場内最低賃金を引き上げる労働者だけでなく、引上げ対象となる労働者も含めた全員の人数を記入してください。※雇用保険被保険者でない者など、交付要綱第4条第2項及び交付要領第2の4に規定する「引上げ労働者数」に含まれない者は記入不要です。

ウ 事業場内最低賃金
規定を定めた就業規
則等（案）

⑥ 第6条 当事業場における最も低い賃金額は、時間給又は時間換算額1120円とする。ただし、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条に基づく最低賃金の減額の特例許可を受けた者を除く。
② 前項の賃金額には、最低賃金法第4条第3項に定める賃金を算入しない。また、時間換算額の算出方法は、最低賃金法施行規則第2条の定めるところによる。
附則 この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

(2) 事業実施計画

必要性、内容及び実施方法	実施予定時期⑨	費用見込額⑩
※生産性向上、労働者の労働能率の増進に効果があることを具体的に記入してください。 (記載内容例) ⑧ (1) 現状の作業方法(問題点)、所要時間等 現在、お客様が来店された時、商品の会計をすべて手作業で行っており、繁忙時のレジ待ちの行列や、会計ミス等が頻発している。また、在庫管理や売れ筋商品の動向把握、顧客管理もできていない。 また、毎日在庫の確認や精算処理を2時間かけて行っており、そのために営業時間の短縮を行う日もある。 (2) (2)設備投資など業務改善計画の内容 POS レジシステムを導入することにより、精算処理の効率化だけでなく在庫管理や売上データが一元管理され、繁忙時のレジ待ちが削減され生産性向上が見込まれる。 (3) 計画の実施による生産性向上、労働者の労働能率の増進、業務改善の効果 POS レジシステムを導入することにより、①手作業の会計負担が軽減される、②お客様の待ち時間が短縮される、③在庫管理や精算処理が効率化される、④売上データをマーケティングに活用できるほか、日々の在庫の確認や精算処理を20分で行えるようになるので労働者の労働能率の増進が見込まれる。	令和〇年〇月〇日	<設備投資等> POS レジ本体 467,600 円 周辺機器 186,200 円
費用見込額合計		653,800 円

- ⑥ 新たな事業場内最低賃金を定めた就業規則等の条文を記入してください。
- ⑦ 新たな事業場内最低賃金を定めた就業規則等の施行日を記入してください。
- ⑧ 生産性向上、労働能率の増進に資するものであることが分かるよう、数値等により具体的に記入してください。
- ⑨ 各事業の中で、実施時期が最も遅いものを記入してください。
- ⑩ 各事業（各品目）ごとに見込まれる費用額を記入してください。様式第1号の5（1）において「ア」を選択した場合は税抜の金額としてください。
- ⑪ 生産性向上等に資する設備投資等」及び「（該当する場合）関連する経費」ごとの合計額を記入してください。
別紙1「国庫補助金所要額調書」（5ページ参照）の「A総事業費」と一致します。

(3) 事業完了予定期日※1	令和〇年 〇月 〇日	12	
4 申請前6月間の解雇等の状況※2（交付要綱第4条第4項第一号関係）	なし	13	
5 他の助成金の受給、申請の有無（交付要綱第4条第4項第一号のニ関係）	有・無	14	
有の場合、助成金の名称			
6 過去の業務改善助成金の受給の有無（交付要綱第4条第4項第二号関係）	有・無	15	
有の場合、前回助成事業完了時の事業場内最低賃金額	1050円		
7 労働関係法令違反の有無（交付要綱第4条第4項第三号関係）	有・無	16	
8 補助金等の決定取消し等の有無（過去5年）（交付要綱第4条第4項第四号関係）	有・無		
9 暴力団関係事業場の該当の有無（交付要綱第4条第4項第五号関係）	有・無		
10 破壊活動防止法の該当の有無（交付要綱第4条第4項第六号関係）	有・無		
11 徴収金の滞納の有無（交付要綱第4条第4項第七号関係）	有・無		
12 倒産の有無（交付要綱第4条第4項第八号関係）	有・無		
13 不正受給の公表同意の有無（交付要綱第4条第4項第九号関係）	有・無	17	
14 交付要綱第2条の要件を満たしていること	有・無		
15 他の事業場における業務改善助成金の申請の有無（交付要綱第2の6関係）	有・無		
16 振込を希望する金融機関			
金融機関名	〇〇銀行	支店名	△△支店
口座の種類	普通・当座	口座番号	1234567
(フリガナ) 口座名義	(コウセイロウドウカブシキガイシャマルマルシテン) 厚生労働株式会社 ●●支店		
17 その他			

※1 事業完了予定期日とは、①導入機器等の納品日、②助成対象経費の支払完了日、③賃金引上げ日のいずれか遅い日

※2 解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載してください。）のほかに、①その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において、労働者がこれに応じた場合、②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合、③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）に係る労働契約の内容を変更して当該事業場の労働者について、変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合

- 12 様式の※1に基づき、導入機器等の納品日又は助成対象経費の支払完了日又は賃金引上げ日のいずれか遅い日を記入してください。
なお、原則として令和9年1月31日までに事業完了するよう設定してください。（3月末日までとなる場合は、労働局までご相談ください。）
- 13 様式の※2に基づき記入してください。不交付要件の解雇などがあつた場合には、支給後であっても全額返還になります。
- 14 同一年度内に、同一の事業について国、地方公共団体などの補助金の申請、交付決定、支給を受けている場合には、「有」に○をつけ、その名称を記入してください。
- 15 過去に業務改善助成金を受給した場合には、「有」に○をつけ、当該事業で定めた事業場内最低賃金額を記入してください。
【注意】その額を下回る労働者がいる場合、支給対象となりません。
- 16 申請書の提出日の前日から起算して1年前の日以降において、労働関係法令に違反していることが明らか（司法処分等）である場合には支給対象となりません。
- 17 偽りその他の不正行為により本来受けることのできない各種助成を受け、又は受けようとしたことにより、申請先の労働局長から過去5年以内に助成金の決定の取消しその他これに準ずる処分を受けている場合は支給対象となりません。

Point !

時間給の算定方法については、最低賃金特設サイトに掲載されている「最低賃金のチェック方法」を参照してください。また、自動で地域別最低賃金額と事業場内最低賃金を比較計算できるツールもありますので、ご活用ください。

（最低賃金特設サイト）

https://saiteichingin.mhlw.go.jp/point/page_point_what.html

(参考1) 助成対象の中小企業

助成対象の中小企業事業者とは、業種（下表及び交付要領別紙1参照）に応じて、

- ① 資本金の額又は出資の総額
- ② 常時使用する企業全体の労働者数

のいずれかの要件を満たすものをいいます。

中小企業事業者対応表

業種	① 資本金の額又は出資の総額	② 常時使用する企業全体の労働者数
製造業その他 (下記以外)	3 億円以下の法人	300人以下
卸売業	1 億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小売業	5,000万円以下の法人	50人以下

交付要領別紙 1

中小企業基本法上の類型	日本標準産業分類上の分類
卸 売 業	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類50(各種商品卸売業) 中分類51(繊維・衣服等卸売業) 中分類52(飲食品卸売業) 中分類53(建築材料、鉱物・金属材料等卸売業) 中分類54(機械器具卸売業) 中分類55(その他の卸売業)
小 売 業	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類56(各種商品小売業) 中分類57(繊維・衣服・身の回り品小売業) 中分類58(飲食品小売業) 中分類59(機械器具小売業) 中分類60(その他の小売業) 中分類61(無店舗小売業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店) 中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業)
サ ー ビ ス 業	大分類G(情報通信業)のうち 中分類38(放送業) 中分類39(情報サービス業) 小分類411(映像情報制作・配給業) 小分類412(音声情報制作業) 小分類415(広告制作業) 小分類416(映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業) 大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類693(駐車場業) 中分類70(物品賃貸業) 大分類L(学術研究、専門・技術サービス業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類75(宿泊業) 大分類N(生活関連サービス業、娯楽業) ※ただし、小分類791(旅行業)は除く 大分類O(教育、学習支援業) 大分類P(医療、福祉) 大分類Q(複合サービス事業) 大分類R(サービス業<他に分類されないもの>)
製造業その他	上記以外の全て

(参考2) 消費税の適用に関する事項で迷ったら

申請書の5「消費税の適用に関する事項」でア・イどちらに○を付けるか迷ったら、以下のフローチャートを参考にいただき、どちらに○を付けるかをご検討いただければと思います。

